



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **離婚に係る慰謝料・財産分与・養育費についての税金**

前回のTaxNewsでは遺言について取り上げました。人が人と別れるシチュエーションには離婚という出来事も挙げられます。夫婦が離婚する際には慰謝料や財産分与、養育費のやり取りが行われます。今回はこうしたこれらの3つのケースについて税金がかかるかどうかご紹介いたします。

#### 1. 慰謝料

##### (1) 税金がかからないケース

慰謝料とは、夫婦の一方の行為が原因で離婚になった場合に、不法行為の責任を負う形で支払われるものです。慰謝料は精神的苦痛に対する賠償であり贈与ではないため、慰謝料が金銭で支払われる場合、それが相当な金額であれば贈与税はかかりません。また所得税法においても、心身に加えられた損害等に基づいて取得する賠償金や慰謝料は非課税と定められています。

##### (2) 贈与税がかかるケース

上記(1)のとおり贈与税がかからない慰謝料は、社会通念上妥当と認められる範囲の金額に対してです。一般的に不貞行為による離婚における慰謝料の相場は100万円から300万円となっているため、300万円程度の慰謝料であれば課税される可能性は低く、これをあまりに超える高額な慰謝料の支払いについては贈与税がかかる可能性があります。

#### 2. 財産分与

##### (1) 税金がかからないケース

財産分与とは、夫婦が婚姻期間中に形成した財産の清算を指します。婚姻中に形成された財産は、所有名義がどちらか単独のものであったとしても、名義のない一方にも取り分が認められるため離婚時に財産分与が行われます。財産分与による資産の移転は民法第768条に定められた制度であり、贈与と認識されない行為であることから贈与税はかかりません。

##### (2) 贈与税がかかるケース

分与された財産の額が、婚姻期間中に形成された財産の額やその他の事情を考慮しても多すぎると判断された場合、その多すぎる部分の金額に対して贈与税がかかる可能性があります。

##### (3) 所得税等の税金がかかるケース

分与された財産が不動産である場合、分与をした者はその分与をした時の価額(=時価)により、その不動産を売却したものとされます。したがって、不動産が値上がった場合には、所得税・住民税がかかることがあります。なお自宅の売却になるため、場合によっては居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例が適用できますので、税金がかからないケースもあります。一方、分与を受けた側ではその不動産の取得に伴う登録免許税や不動産取得税がかかります。

#### 3. 養育費

##### (1) 税金がかからないケース

養育費とは、子供の生活や教育のために必要な費用のことで、一般的には離婚後に未成年の子供が自立するまで支払われるもので贈与税はかかりません。

##### (2) 贈与税がかかるケース

養育費として支払われた金額について次のような事実があるときは贈与税がかかる可能性があります。

- ① 養育費が一括で支払われ、子供の生活費や教育費に充てるために通常必要と認められる金額を越えている場合
- ② 受け取った養育費を子供の生活費や教育費以外の目的に使用した場合

#### 4. 注意点

上記1~3で税金がかからないケースとして紹介した内容ですが、それが贈与税や相続税を不当に軽減させることを目的に離婚する、いわゆる偽装離婚である場合には贈与税がかかる場合があります。